

平部 康子

福岡県立大学人間社会学部 准教授

## 介護・障害給付における所得・福祉サービス保障の制度間調整

障害者に対する支援への理念が「保護」から「社会への平等な参加支援」や「自立支援」に転換するとき、給付内容および水準にもそれが反映されなければならない。わが国の障害者への所得保障には「就労不能による所得喪失に対応する所得保障」と「日常生活支援にかかる費用」が混在し、「就労不能」や「日常生活支援にかかる費用」が形式的に把握され、社会参加へのインセンティブが与えられていない。一方、障害者福祉サービスの費用負担は、応益負担を原則的な枠組みとするが、利用者負担額上限およびによって大きく修正されるようになった。しかし、将来の自立および社会参加に向けた支援の重要性を考慮すれば、福祉サービスは所得保障給付に「優先」されるべきであり、サービスの不足は特に家族への所得保障給付で補填されるべきではなく、むしろ積極的な利用を導く負担方式を考えるべきであろう。

イギリスの福祉改革の中で展開されてきた障害者への給付制度の変革では、2つの給付が刷新された。まず、雇用支援給付は、社会的モデルとしての障害概念を取り込み、「何が欠けているか」ではなく「何ができるか」に着目して障害認定および給付額決定を行い、所得を増加させるための支援を支給要件に取り込み、継続的支援を行う。また、就労方法が制限されないよう、段階的所得制限を導入している。日常生活支援にかかる費用は、個人自立給付によって別立てで保障される。個人自立給付の調査には、日常生活動作だけでなく社会参加に関する項目も含まれ、多くの介護が必要な者への付加的な費用補填といった個々の障害に対応するだけでなく、積極的な社会参加の希望をもった障害者などの「自己決定」に対しても費用保障が可能となっている。わが国の障害者自立支援制度では、移動支援や権利擁護などは地域生活支援事業でカバーされており、必須の福祉サービスとはみなされていない。しかし、家族の有無に限らず、地域で生活し社会に参加するという前提で、障害者の福祉サービス給付の内容と水準を再検討する必要があると考える。